介護保険施設等における感染症発生時の職員派遣概要

１ 目的

 介護保険施設等において、新型コロナウイルス感染症等にかかるクラスターの発生等 により、職員が感染者あるいは濃厚接触者となった場合には、当該職員は入院、自宅待 機等となることから、その感染規模によっては、入所者に対するサービス提供に支障が生じる程に職員が不足する事態となり得る。 そのため、予め、職員が不足する施設に他の施設から応援職員を派遣するための枠組みを設け、このような事態となっても必要なサービスが継続される体制をつくる。

２ 運営主体

茨城県、茨城県社会福祉協議会、茨城県老人保健協会、茨城県老人福祉施設協議会

３ 対象施設

茨城県内に開設された次の施設において、感染症が発生し、職員が不足した場合に、 職員を派遣する。 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等、県が必要と認める介護保険施設

４ 派遣体制の枠組み

